

管理栄養士国家試験に係る都道府県等による 免許等照合書発行の廃止

12

令和5年6月



新潟県

現状

- 管理栄養士国家試験の実施に当たっては、**法令上は特段の規定がない**にもかかわらず、厚生労働省の通知に基づき、各都道府県（本庁及び保健所）等が受験者に対し、受験願書に添付する「**免許等照合書**」の発行を行うことが求められている

13

【参考】第37回管理栄養士国家試験 受験者数（R5.2.26実施）

- ・ 管理栄養士養成課程（新卒）：9,444名
- ・ 管理栄養士養成課程（既卒）：1,372名
- ・ 栄養士養成課程（既卒）：5,535名

（出典：厚生労働省HP）



支障事例

- 発行に当たっては、**対面又は郵送により栄養士免許証（原本）等と免許等照合書の記載内容を照合**する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている

14

【参考】原本確認が必要な者(第37回管理栄養士国家試験受験者 R5. 2. 26実施)

- ・ 管理栄養士養成課程（既卒）：1,372名
- ・ 栄養士養成課程（既卒）：5,535名

（出典：厚生労働省HP）



提案内容

国家試験である調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許証の写しを受領の上、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養士国家試験においても、試験を実施する厚生労働省が、受験者から栄養士免許証の写しを受領の上、確認する。



効果

- 受験者の国家試験受験申込に係る負担及び都道府県の事務負担が軽減される



新潟県では処理時間を約**30時間**削減
(約90件×20分)



全国では処理時間を約**2,300時間**削減
(約6,900件×20分)

※件数は、管理栄養士養成課程（既卒）及び栄養士養成課程（既卒）の受験者数。1件当たり20分で算定。

【参考】厚生労働省通知

健 健 発 0830 第 1 号
令 和 4 年 8 月 30 日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛 生 主 管 部 (局) 長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

第 37 回管理栄養士国家試験の実施について

栄養士法 (昭 和 22 年法律第 245 号) 第 5 条の 2 の規定に基づき実施する第 37 回管理栄養士国家試験 (令 和 5 年 2 月 26 日 (日) 実施) については、令 和 4 年 7 月 29 日付けの官報により公告されたところですが、下記の事項に留意の上、事務手続等を行っていただくとともに、受験者、養成施設等へ格段の御指導をお願いいたします。

また、受験要領は別途送付しましたので、その旨了知いただくとともに、配布等につきまして御協力をお願いします。

なお、本件については、別添 (写) のとおり各管理栄養士養成施設長宛てに通知していることを申し添えます。

記

- 1 免許等照合書について
各都道府県 (本庁及び保健所)、保健所設置市、特別区等において、受験願書に添付する免許等照合書の発行に関する事務をお願いします (詳細は別紙参照)。
- 2 栄養士名簿登録及び栄養士免許取得 (見込) 照合書について
管理栄養士養成施設を卒業見込で受験した者のうち、栄養士免許取得見込で受験した者について、栄養士名簿登録が令 和 5 年 3 月 23 日 (木) までに終わらなければ、当該受験は無効となることから、各都道府県等においては、栄養士免許申請があった場合には令 和 5 年 3 月 23 日 (木) までに登録を完了するようお願いします。
また、養成施設又は受験者は、**栄養士免許取得 (見込) 照合書を、管理栄養士国家試験運営本部事務所へ令 和 5 年 3 月 9 日 (木) (午後 5 時必着) までに追加提出する必要があります (提出されない場合、当該受験は無効となります)。**自治体においては、**速やかに栄養士免許取得 (見込) 照合書を発行していただきますようお願いいたします。追加書類の提出期日と各都道府県等の栄養士名簿登録の期日が異なります**ので御注意ください (詳細は別紙参照)。

(別紙)

「免許等照合書」及び「栄養士免許取得 (見込) 照合書」 発行に関する事務についてのお願い

第 37 回管理栄養士国家試験においては、以下の点に留意願います。

【都道府県・保健所設置市・特別区等】

○「免許等照合書」の発行に関する事務について (参考 1)

既卒者及び卒業・履修見込受験者で既に栄養士免許を取得している場合 (編入学等) は、受験願書等提出時に「免許等照合書」 (受験要領 p. 6 参照) が必要であることから、本庁、保健所等の窓口において発行に関する事務の御対応を引き続きお願いします。

なお、昨年度に引き続き、栄養士名簿を管理する都道府県庁等への郵送対応を行うこととしましたので、令 和 4 年 11 月 7 日 (月) までに郵送により申請された免許等照合書について、令 和 4 年 11 月 25 日 (金) までに照合し、発送を完了するようお願いいたします。

1. 栄養士免許証の写し (受験者全員対象)

申請者が**持参する「栄養士免許証 (原本) 」**又は栄養士名簿に登録された内容を基に、免許等照合書に記載された内容が一致していることを確認してください。

栄養士免許証の記載内容又は栄養士名簿の記載内容が照合時の氏名・本籍地等と異なる場合、栄養士名簿の訂正が必要な旨及び申請の手続について説明をお願いします。

照合を行う窓口で名簿訂正・書換え交付の申請手続をする場合で、書換え交付の手続に時間を要し、書換え後の栄養士免許証で照合できない時は、戸籍謄本 (又は抄本) により、書換え後の内容で照合を行ってください。

照合を行う窓口で名簿訂正・書換え交付の申請手続をできない場合や、名簿訂正申請のみ行っており、書換え交付申請を行っていない場合は、書換え前の**栄養士免許証の原本**で照合を行ってください。この場合、出願時に戸籍謄本 (又は抄本) を提出するよう周知をお願いします。

なお、生年月日について、外国籍の者であって西暦で記載されている場合も、事務手続の都合上、和暦で照合するようお願いいたします。